

# 評定制度の怪しい目的



## C O M P A S S

### 一〇〇五年三月期決算で、大手銀行を中心に銀行の不良債権残高および不良債権比率は大幅に低下した。かつての深刻な金融不安は遠ざかり、金融界では、金融庁による、強権的な「金融検査」に対する不満も次第に聞かれなくなった。当の金融庁が民間主導の「金融改革プログラム」を策定し、今後は「平時の金融行政」に戻ると表明したことが大きいだろう。

ところが、二〇〇五年度の金融庁検査方針を見ると、「あわつ」と考えさせられる項目がある。〇六年度から本格的に導入する「金融検査評定制度」(FIRST=Financial Inspection Rating System)がある。

金融検査の結果について、指摘事項の記載とともに、個々の検査項目についての評定を「A〜D」の段階評値で示すという。評定する項目は、法令順守、顧客管理、リスク管理など九項目。もちろん、信用リスク管理や資産査定管理なども含まれる

### この評定制度のどこが問題かと言えば、まず定量的な数字で評価することの得失、さらに「A〜D」の四段階評価のため、中間つまり「普通」評価が抜け落ちていることだろう。

定量的評価は、検査をする側もされる側も当事者たちにとっては確かに分かりやすい。しかし、不良債権の四分類ではないが、「あの銀行は最低ランクのD評価らしい」といった新たな風評リスクを生むおそれもある。当事者間だけの非公認データになぜそこまでやるのか、大いに疑問は残る。

さらに、「中間」抜きの評定はもつと問題含みだ。「普通」評価がないということは、すべての金融機関の経営に対して、金融庁は「良い」「悪い」のどちらかで評定しなければならぬ。とりわけ、四段階のうちB評

### この制度の導入を決めた評定制度研究会の報告によれば、「奇数段階評価よりも甲乙を明確に示すことができ、銀行の経営改善に向けた動機付けが可能になる」としている。つまり、二分法評価によつて、「悪い銀行」の尻を叩くことができるという計算らしい。金融庁によれば、新評定制度は、検査体制の効率化(A評価の多い銀行の検査頻度を下げる)や、検査官の目線の統一(定量的評価による客観性)にも役立つという。

だが、これはどう鼻屑目に見てもちよつと変である。新「金融改革プログラム」の基本方針は、当局主導型から自己管理型へである。銀行法上の金融検査はもちろん必要だが、「平時の検査方針」としては、規制緩和という時代の流れに逆行しているのではないのか。

要は何のために評定制度を導入するかだが、「悪い銀行」を適切に指導監督するのは当然としても、当局が

### すべての金融機関をランク付けする「通知表」まで出してやるべきことなのか。本来、銀行の健全度を測る尺度は株価や預金者の選択行動であり、当局は事後チェックに徹して、落伍した銀行の指導監督に当たればそれで済むはずである。それでも、評定制度を導入するというのは、かつての「金融激変期」における強力な指導行政に相当の執着があるとみられても仕方あるまい。「衣の下の鎧」ではないが、金融庁の行政方針が本当に「民間主導型」に変わったかどうかは、まだまだ不透明というほかない。

かつて戦後の小学校では、学校の成績表は五段階評価だった。相対評価だから真ん中の「三」が多かったが、これを「良い」「悪い」の二分法評価にしていたら、教師はさぞ困つただろうと思う。今、金融庁の現場の検査官たちの間では、「また難しい仕事が増えた」という嘆きも聞かえてくる。パーキンソンの法則ではないが、「官」を任じる役所は常に仕事を増やそうとする。それも不必要な仕事を。

**萩原慎一郎**  
株式会社時事通信社 解説委員